○農林水産省告示第八百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡西会津町上野尻字入小蟹沢四一九〇の一から四一九〇の五まで、四一九〇の六〇、四一九〇の六一、字小蟹沢四四一九の四、睦合字沼田乙六四一の二、字葛ケ沢乙七六七から乙七六九まで、字宮ノ内戊七五の二、群岡字足沢甲二二一〇の一から甲二二一〇の二七まで、甲二二一〇の六三から甲二二一〇の六五まで、甲二二一〇の七二、甲二二一〇の七三、甲二二一〇の七五から甲二二一〇の七九まで、甲二二三三の一、甲二二三四の一、甲二二三四の二、甲二二三五の一から甲二二三五の三まで、甲二二三六の一、甲二二三六の二、甲三六三一の二、字沢口甲二二一〇の一、甲二二一〇の一二、甲二二一〇の一八、甲二二一一の三から甲二二一一の五まで、甲三五七二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入小蟹沢四一九〇の一から四一九〇の五まで、四一九〇の六〇、四一九〇の六一、字小蟹沢四四一九の四、字葛ケ沢乙七六七から乙七六九まで、字宮ノ内戊七五の二、字足沢甲二二一〇の七二、甲二二三四の二、甲二二三五の一から甲二二三五の三まで、字沢口甲二二一〇の一一、甲二二一〇の一二、甲二二一〇の一八、甲二二一一の三から甲二二一一の五まで、甲三五七二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県相馬郡新地町杉目字飯樋五二の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡西会津町新郷大字笹川字雨沼北四七三三の一八、新郷大字三河字下ノ沢一二〇六の一から一二〇六の三まで、一二〇七の一、一二〇七の六、一二〇七の七、字大豆ケ沢一一九四から一二〇二まで、一二〇三の一、一二〇三の三から一二〇三の一九まで、一二〇四、一二〇五の一から一二〇五の三まで、奥川大字飯里字上ノ平六六六の二、字水口沢六五七、六五九、奥川大字高陽根字下平二二五二の三、二二七一、二二七三、奥川大字大綱木字論田沢二一七六、二一七七、野沢字大沢甲一四一二の三、甲一四一三の一、甲一四一三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字雨沼北四七三三の一八、字下ノ沢一二〇六の一から一二〇六の三まで、一二〇七の一、一二〇七の六、一二〇七の七、字大豆ケ沢一一九九から一二〇二まで、一二〇三の九、一二〇三の一二、一二〇三の一六から一二〇三の一九まで、字上ノ平六六六の二、字水口沢六五七、六五九、字下平二二五二の三、二二七一、二二七三、字論田沢二一七六、二一七七、字大沢甲一四一二の三、甲一四一三の一、甲一四一三の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字川向山六三九の二四、野沢字長坂丙六七の三、丙六七の五、丙七一、丙七二、字片鬼沢山甲一四四六の四、字沼倉山甲一四五〇の一、字桂窪甲八七二の一から甲八七二の一五まで、甲八七二の二三、甲八七二の二四、字美ノ口山甲一四四八の一から甲一四四八の三まで、字赤羽根山甲一四五二の四、字白土甲三八八の一八、下谷字大法乙五七〇の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長坂丙六七の三、丙六七の五、丙七一、丙七二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県喜多方市慶徳町新宮字招木二〇九六、慶徳町山科字天神塚七七七の二、八〇二の二、八一一の乙、八一四の二、八一五、八二七、八二八、八三一の一、八三一の口、八三二、八三四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十一日

農林水産大臣　齋藤　健